

## 結核指定医療機関指定申請等について

### 1. 新たに指定医療機関の申請をする場合

〔申請者〕 病院、診療所又は薬局の開設者

〔申請書類〕 結核指定医療機関指定申請書（第19号様式）

〔添付書類〕 医療機関であることを確認できる書類（開設許可書（届出書）の写し）

〔注意事項〕 指定医療機関となった日を「指定日」と言い、申請書を受理した日が「指定日」となります。この日以降でないと公費負担医療を行えません。それ以前の日を「指定日」とする場合は、「**遡及願**」を添付してください。

### 2. 指定医療機関を辞退する場合

〔申請者〕 指定医療機関の開設者（開設者が死亡等の場合にはその家族）

〔申請書類〕 結核指定医療機関辞退届（第21号様式）

〔添付書類〕 医療機関指定書（紛失した場合は「紛失届」を添付してください。）

### 3. 指定内容に変更がある場合

**変更内容が下記の場合、現在の指定を辞退し、新たな指定申請が必要です。**

開設者が変わるとき      開設者が個人から法人又は法人から個人に変更するとき

医療機関を移転するとき      診療所を病院に、又は病院を診療所に変更するとき

〔手続方法〕 上記、1. および2. のとおり

**変更内容が下記の場合、変更届で変更できます。**

単に医療機関の名称を変更したとき      住居表示の変更などにより、医療機関の所在地

名の呼称および地番に変更があったとき      婚姻、養子縁組、法人の名称変更などによ

り、開設者名に変更があったとき      開設者住所に変更があったとき

〔申請者〕 指定医療機関の開設者

〔申請書類〕 指定医療機関変更届（第22号様式）

〔添付書類〕 医療機関指定書（紛失した場合は「紛失届」を添付してください。）

\*\*\* 書類の提出先は、医療機関等の所在地を管轄する自治体になります。\*\*\*